

2020 年度  
電源 I 〃 廠気象対応調整力募集要綱

2020 年 8 月 31 日  
北海道電力ネットワーク株式会社

# 目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 注意事項
- 第3章 用語の定義
- 第4章 募集スケジュール
- 第5章 募集概要
- 第6章 応札方法
- 第7章 評価および落札案件決定の方法
- 第8章 契約条件
- 第9章 その他

## 第1章 はじめに

1. 2016年4月以降のライセンス制導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 北海道電力ネットワーク株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、10年に1回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度な需給ひっ迫時において、需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、厳気象対応（夏季・冬季）として16.1万kW、稀頻度リスク対応（冬季）として58.1万kWに相当する調整力（以下「電源Ⅰ〳〵厳気象対応調整力」といいます。）を入札により募集いたします。
3. この電源Ⅰ〳〵厳気象対応調整力募集要綱（以下「本要綱」といいます。）では、当社が電源Ⅰ〳〵厳気象対応調整力として募集する発電設備または負荷設備等（以下「契約設備等」といいます。）が満たすべき条件、評価方法等について説明いたします。  
落札後の権利義務関係等につきましては、募集に合わせて公表する電源Ⅰ〳〵厳気象対応調整力の提供に関する契約書（ひな型）ならびに端境期における調整力の提供に関する覚書（ひな型）を参照してください。
4. 本要綱にもとづき入札書を提出される事業者（以下「応札者」といいます。）は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

## 第2章 注意事項

### 1. 一般注意事項

- (1) 当社は、本要綱に定める募集条件等にもとづき、需給ひっ迫時に確実に期待できる需給バランス調整力を確実にかつ効率的に確保するために、電源 I 〳 廠気象対応調整力を入札により募集いたします。入札によって手当される電源 I 〳 廠気象対応調整力は、調整力のコスト低減に寄与することが期待されますので、応札者が入札書で明らかにする電源 I 〳 廠気象対応調整力の評価にあたっては、入札時の価格が低いことが重要な要素となります。なお、この経済的要素に加え、需給運用の弾力性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価いたします。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸要件および募集に合わせて公表する電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供に関する契約書（ひな型）ならびに端境期における調整力の提供に関する覚書（ひな型）の内容を全て承認のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (5) 電源 I 〳 廠気象対応調整力契約設備等を有する事業者は、電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供に関する契約ならびに端境期における調整力の提供に関する覚書を当社と締結していただく必要があります。
- (6) 上記（5）に加え、契約設備等が発電設備である場合は、当社との間で当社託送供給等約款（以下「約款」といいます。）にもとづく発電量調整供給契約が締結されていることが必要です。また、契約設備等がデマンドリスポンス（以下「DR」といいます。）を活用したものである場合は、当社との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要です。なお、発電量調整供給契約の契約者または接続供給契約の契約者と電源 I 〳 廠気象対応調整力契約者とが同一であることは求めません。
- (7) 当社が別途募集いたします電源 I 周波数調整力に応札する契約設備等と同一の設備等を用いて、電源 I 〳 廠気象対応調整力へその容量の全部または一部が重複して入札を行うこと（以下「重複入札」といいます。）は可能といたします。その場合の落札判

定は電源 I 周波数調整力、電源 I 〃 廠気象対応調整力の順に実施し、落札となった契約設備等につきましては以降の応札の評価対象外といたします。ただし、入札書(様式 1) 1 3 項において応札量の調整についての記載がある場合、その記載にもとづいて契約設備等の容量の一部を落札とすることがあります。

なお、同一応札者による同一募集枠への重複入札はできないものといたします。

- (8) 当社が別途募集いたします電源 I 周波数調整力に応札する契約設備等の容量を複数に分割し、その分割した容量ごとに重複しない範囲で電源 I 〃 廠気象対応調整力へ入札を行うこと(以下「複数入札」といいます。)も可能といたします。

なお、同一応札者による同一の募集枠への複数入札はできないものといたします。

- (9) 応札者は、電源 I 〃 廠気象対応調整力への入札に加え、上記(7)および(8)による重複入札または複数入札を行なう場合は、それぞれの入札が、重複入札対象または複数入札対象である旨を明記してください。

なお、明記が無く、同一の契約設備等から複数の募集枠への応札がなされている場合、当社にて落札案件決定ができませんので、当該契約設備等に係る全ての応札を無効とさせていただきます。

- (10) 応札者が、入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は、速やかに書面(様式 8)により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、当該募集期間において再度選考の対象として復帰できませんので、あらかじめご了承ください。入札辞退者の入札書は速やかに返却いたします。

- (11) 本要綱にもとづく電源 I 〃 廠気象対応調整力の提供に関する契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。

- (12) 応札者が入札書に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体は、日本国において法人格を有するものといたします。

また、ジョイント・ベンチャー(以下「JV」といいます。)等のグループで応札することも可能といたします。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書において参加企業全ての会社名および所在地等を様式 2 により明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものといたします。

- (13) 以下の a から c までのいずれかに該当する関係(資本関係または人的関係等)にある複数の者の本入札への応札は認めないことといたします。このため、上記関係にあ

る複数の者が本入札の応札を希望する場合は、そのうち一の者より応札するか、JVとして応札してください。

a 資本関係

(a)会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定する子会社等の関係にある場合

(b)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b 人的関係

(a)一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する株式会社の役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第384条1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社または合同会社をいいます。）の社員（同報第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。）

ニ組合の理事

ホその他業務を執行する者であって、イからニまでに掲げる者に準ずる者

(b)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項または会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合

(c)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c その他、上記 a または b と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合

(14) 本要綱にもとづき評価した結果、当社が電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供に関する契約を締結することを決定した応札者（以下「落札者」といい、当社と電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供に関する契約を締結した落札者を「契約者」といいます。）または当社

が第三者と合併、会社分割または電源 I 〃 廠気象対応調整力の提供に関する契約に係る部分の第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとしたします。

(15) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、契約協議に要する費用等）は、全て応札者で負担するものとしたします。

(16) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。

(17) 入札募集期間中、入札書提出後に入札書の内容を変更する場合は、上記（10）における入札辞退と同等に扱いますので、内容変更前に入札辞退書とともに新たに内容変更後の入札書を提出してください。

なお、入札募集期間終了後に入札書および添付書類の内容を変更することはできません。

また、ページの差替え、補足説明資料等の追加も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合については、これに応じて頂きます。

## 2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

## 3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の当社ホームページ問い合わせ専用フォームより受け付けます。なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社 HP 問合せ専用フォーム URL :

[https://www1.hepco.co.jp/cgi-bin/network/mail/inputform.cgi?id=adjust\\_pubprocured\\_contactus](https://www1.hepco.co.jp/cgi-bin/network/mail/inputform.cgi?id=adjust_pubprocured_contactus)

## 第3章 用語の定義

### 1. 電源分類・需給関連

#### (1) 電源Ⅰ周波数調整力

当社があらかじめ確保する、専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整できる契約設備等をいいます。なお、常時の周波数制御および需給バランス調整に用いるため、周波数調整機能の具備を必須といたします。

#### (2) 電源Ⅰ需給バランス調整力

当社があらかじめ確保する、専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整できる契約設備等をいいます。なお、常時の周波数制御には用いず、需給バランス調整対応の調整力のため、周波数調整機能の具備は必須としないものといたします。

#### (3) 電源Ⅰ

当社の専用電源として常時確保する契約設備等をいいます。その使用目的に応じ電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ需給バランス調整力に区分されます。

#### (4) 電源Ⅱ周波数調整力

当社から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での調整ができる設備等（電源Ⅰを除きます。）で、ゲートクローズ以降余力がある場合に当社が周波数制御および需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

#### (5) 電源Ⅱ需給バランス調整力

当社から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での調整ができる設備等（電源Ⅰおよび電源Ⅱ周波数調整力を除きます。）でのゲートクローズ以降余力がある場合に当社が需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。

#### (6) エリア需要

当社の供給区域で消費される電力のことをいいます。

#### (7) H1需要

10年に1度程度の割合で起こりうる厳気象時における高需要で、想定できる最大のものをいいます。

(8) H3需要

ある月における毎日の最大電力(1時間平均)を上位から3日とり平均したもののうち、年間で最大のものをいいます。

(9) 厳気象発生月

猛暑および厳寒により10年に1度程度の高需要が発生する可能性のある月をいいます。当社では発生月を夏季(7~9月)および冬季(12~2月)といたします。

(10) 稀頻度リスク

本要綱においては、供給予備力の必要量、上げ調整力の必要量、および運用容量を設定するときに想定したリスクを超える規模の供給力喪失。過去の事象等をもとに想定すべきと考えられる大規模かつ長期間の供給力喪失リスクといたします。

(11) 稀頻度リスク対応月

本要綱においては、稀頻度リスク対応が必要となる可能性のある月をいいます。当社では対応月を冬季(12月~2月)といたします。

(12) 需給ひっ迫

想定される需要に対して、供給力の不足が見込まれる状態のことをいいます。

(13) 平日時間

本要綱においては、厳気象発生月における、夏季は9時~20時、冬季は0時~24時をいいます。ただし、12月29日~1月3日および、それらの日以外の土日祝日は対象外といたします。

(14) 稀頻度リスク対応月の平日時間

本要綱においては、稀頻度リスク対応月における0時~24時をいいます。ただし、12月29日~1月3日および、それらの日以外の土日祝日は対象外といたします。

## 2. 契約・料金関連

(1) 電源I 厳気象対応調整力 の提供に関する契約

本要綱にもとづき、当社が入札によりあらかじめ確保すべき、10年に1回程度の厳気象(猛暑および厳寒)時等の稀頻度な需給ひっ迫時において、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を供出していただく取決めおよび当社が契約設備等を活用し、電源I 厳気象対応調整力の供出を受けた際に、そのkW・kWhに係る取決めを締結する契約をいいます。

(2) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力

電源Ⅰ 廠気象対応調整力として電力を供出していただく契約設備等との契約 kW で、3 時間以内に応動可能な出力幅で契約上使用できる最大値をいいます。なお、DR を活用した契約設備等の場合は、約款における損失率を考慮したものといたします。

(3) 電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約

当社が別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱にもとづき、周波数維持のために調整力として活用することを目的とし、当社から専用線オンライン指令にて周波数調整が可能な設備等について締結する契約をいいます。

(4) 電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約

当社が別途定める電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱にもとづき、需給バランス維持のために調整力として活用することを目的とし、当社から専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）にて需給バランス調整が可能な設備等について締結する契約をいいます。

(5) 運転継続時間

契約設備等が、電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力で運転を継続できる時間をいいます。

(6) 運転継続可能時間

契約設備等に当社が電力の供出の継続を求める時間をいいます。

(7) 指令応動時間

当社からの電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の供出指令を受信した後、契約設備等が、実際に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を供出するまでに要する時間をいいます。

(8) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供可能時間

平日時間または稀頻度リスク対応月の平日時間のうち、契約設備等を当社の指令に従い電力の供出が可能な状態で維持できる時間をいいます。（最大 24 時間）

(9) 計画外停止日数

契約設備等が、事故あるいは計画になかった補修等により停止に至った日数をいいます。ただし、当社設備の故障等による停止に関しては別途協議といたします。

(10) 基本料金

契約設備等が kW を供出するために必要な費用への対価をいい、入札時に確定した価格を契約月数で除し、毎月精算いたします。

(11) 従量料金

当社指令により、契約設備等が起動・運転または需要抑制を行ない、電力量 (kWh) を供出するために必要な費用への対価をいい、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の提供に関する契約、電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約、電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力の提供に関する契約にもとづき精算いたします。

(12) 申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいい、燃料費等の情勢を反映するため、契約者から原則として毎週提出していただきます。本要綱において定める申出単価の種類は、上げ調整単価 (V1) のみがあります。

※本要綱においては、上げ調整のみを要件として求めますが、下げ調整にも応じていただける電源等においては、下げ調整を実施させていただくこととし、下げ調整単価 (V2) を設定いたします。このような電源等との契約 (電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の提供に関する契約) の詳細については、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の提供に関する契約書 (ひな型) を元に別途協議いたします。

(13) 上げ調整単価 (V1)

当社が契約設備等に対して、電力の供出を指令したことにより増加した電力量に乗じて支払う 1kWh あたりの単価をいいます。

(14) 下げ調整単価 (V2)

当社が契約設備等に対して、出力減指令したことにより減少した電力量に乗じて受け取る 1kWh あたりの単価をいいます。

3. 発電等機能関連

(1) 専用線オンライン指令

周波数制御および需給バランス調整を行なうため、当社中央給電指令所 (以下「中給」といいます。) システムから、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的に、周波数調整・需給バランス調整機能を具備した契約設備等へ運転 (出力増減) 指令することをいいます。

また、中給～契約設備等間の通信設備等 (専用線オンライン) が必要となります。

なお、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、“オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）”と表記いたします。

(2) 系統連系技術要件

当社が維持・運営する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件であり、託送供給等約款の別冊にて規定いたします。

(3) 周波数調整機能

契約設備等が接続する電力系統の周波数制御・需給バランス調整を目的とし、契約設備等の出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(4) 需給バランス調整機能

契約設備等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的とし、契約設備等の出力を増減させるために必要な機能をいいます。

(5) DPC

中給から発電機に対して運転基準出力を指令する装置をいいます。

(Dispatching Power Control の略) : OTM (Order Telemeter の略) と同義

(6) DR

需要者側で消費電力量を調整することにより、需給バランスを保つ仕組みをいいます。

(Demand Response の略)

(7) アグリゲータ

単独または複数の DR 可能な需要家を集約し、それらを統合的に制御することにより、一般送配電事業者に調整力を提供する事業者をいいます。なお、本要綱においては応札者として入札に参加することも可能といたします。

(8) 調整力ベースライン

エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（資源エネルギー庁策定）における標準ベースライン等、DR を実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に当社約款における損失率を考慮したものをいいます。

## 第4章 募集スケジュール

1. 2020年度における、募集要綱案公表から落札者との電源I<sup>+</sup> 廠気象対応調整力契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



日程	ステップ	説明
7/7～ 8/5	①要綱案公表および意見募集 (RFC)	当社は、次年度分の電源I <sup>+</sup> 廠気象対応調整力を調達するための「本要綱案」を策定し、入札募集内容を公表するとともに、本要綱案の仕様・評価方法等について、意見募集を行ないます。応札をご検討の方は、「本要綱案」を参照のうえ、各項目に対するご意見がございましたら、理由と併せて7/31までに専用フォームURLより意見を提出してください。
8/5～ 8/31	②募集要綱の確定	当社は、意見募集でいただいた意見や関係機関の検討状況等を踏まえ「本要綱」を確定いたします。
8/31～ 10/29	③入札募集	当社は、入札募集を開始いたしますので、応札者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書等を作成し、応札してください。
11月上旬 以降	④落札候補者の選定	当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札者を選定いたします。ただし、募集容量に達しなかった場合は、状況により対応を検討いたします。
11月下旬 以降	⑤落札候補者決定、結果公表	当社は、選定結果にもとづき落札者を決定いたします。
12月上旬 以降	⑥契約協議	当社は、落札者と電源I <sup>+</sup> 廠気象対応調整力の提供に関する契約に関わる協議を開始し、契約いたします。

## 第5章 募集概要

1. 募集内容および電源Ⅰ 厳気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

### (1) 募集容量

厳気象対応（夏季・冬季）	16.1万kW
稀頻度リスク対応（冬季）	58.1万kW

募集容量について、厳気象対応（夏季・冬季）は夏季・冬季の平日時間に供出可能な16.1万kW、稀頻度リスク対応（冬季）は稀頻度リスク対応月の平日時間に供出可能な58.1万kWを募集いたします。

なお、厳気象対応（夏季・冬季）に入札された同一の設備等を稀頻度リスク対応（冬季）にも入札することを可能とします。厳気象対応（夏季・冬季）、稀頻度リスク対応（冬季）の両方に入札された容量は、厳気象対応（夏季・冬季）で評価を行い、落札できなかった容量について、稀頻度リスク対応（冬季）で再評価いたします。この場合、厳気象対応（夏季・冬季）に適用する年間料金・上限電力量単価とは別に稀頻度リスク対応（冬季）に適用する年間料金・上限電力量単価も入札していただきます。

### (2) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間

厳気象対応（夏季・冬季）の場合	2021年7月1日から2021年9月30日および、 2021年12月1日から2022年2月28日まで
稀頻度リスク対応（冬季）の場合	2021年12月1日から2022年2月28日まで

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間は、厳気象対応（夏季・冬季）または、稀頻度リスク対応（冬季）とします。ただし、土日祝日および12月29日～1月3日は対象外といたします。

なお、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供時間は厳気象対応（夏季・冬季）の夏季（7月1日から9月30日）は9時～20時、冬季（12月1日～2月28日）は0時～24時とし、稀頻度リスク対応（冬季）の冬季（12月1日～2月28日）は0時～24時といたします。

### (3) 対象電源等

当社の系統に連系するオンラインで出力調整可能な契約設備等
------------------------------

イ 当社の系統（離島を除きます。）に連系する設備等（連系線を経由して当社系統に接続するものを除きます。）で、原則として中給からのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）により出力調整可能な火力発電設備、水力発電設備、およびDR事業者等といたします。なお、入札時点でオンライン設備（簡易指令システムを用いたものを含みます。）を具備していない場合、契約開始時までにはオンライ

- ン設備（簡易指令システムを用いたものを含みます。）を具備することが必要です。
- ロ 使用する燃料については、特に指定いたしません、受給期間を通じて安定して調達できることが条件となります。
  - ハ 応札時点で営業運転を開始していない電源等、および当社とオンライン信号（簡易指令システムを用いたものを含みます。）の送受信を開始していない電源等（オンライン条件で応札された電源等に限り、）の場合、入札時までに約款にもとづく接続検討が終了していること、契約開始時までに設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

また、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、調整力提供期間までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

#### (4) 最低容量

1 千 kW 以上
-----------

当社の指令に応じ 1 千 kW 以上の電力を供出できることが必要です。

#### (5) 入札単位

原則、容量単位
---------

- イ 入札は、原則として発電機等を特定し、容量単位で実施していただきます。ただし、DR を実施可能な需要者を集約し、各需要者の需要抑制を実施することにより、電力の供出を行なう場合は、複数の需要者をまとめて 1 入札単位とします。なお、複数の需要者をまとめて 1 入札単位とする場合、DR を活用する全ての地点が同じ一般送配電事業者と接続供給契約を締結している必要があります。
  - ロ 応札いただく電源 I ㄱ 厳気象対応調整力契約電力は、設備容量（発電機であれば定格電力、DR 設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に設備容量を超過していたことが明らかとなった場合は、当該応札を無効とさせていただきます。
  - ハ 応札者の契約設備等が、他の応札者と重複しており、当該契約設備等に対する応札 kW の合計値が、当該契約設備等の設備容量を超過している虞がある場合においては、当該契約設備等を用い応札した全応札者に対し、その旨を通知し、当該契約設備等の応札 kW の妥当性を確認いたしますので、当社からの通知の翌日から起算して当社 5 営業日以内に回答してください。確認の結果、当該契約設備等の応札 kW を、設備容量以内で明確に区別・区分できない場合、また、期日までに回答いただけない場合は、当該契約設備等の応札 kW の妥当性が確認できないため、全応札者に対して当該契約設備等を無効としたうえで評価いたします。
- 応札者は、その旨を十分にご理解の上、追加資料の提出や上記の内容を需要家に周知して理解・承諾させること等、必要な対応をお願いします。

また、電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供に関する契約書に付随して締結する電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約書、電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約書もしくは電源Ⅱ「低速需給バランス調整力の提供に関する契約書は、それぞれ、発電機単位またはアグリゲータ単位で契約いたします。

(6) 他の調整力募集への入札の取扱い

電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供に関する契約を締結する契約電源等を用いて、電源Ⅰ「厳気象対応調整力提供期間に設備容量から電源Ⅰ」厳気象対応調整力契約電力を除いた容量を需給調整市場に入札することはできません。(※)

※当該取り扱いについては、関係箇所と調整の上、検討を進めていきます。検討の結果、取り扱いが変更となる可能性があります。

(7) 上限価格の設定

当社は上限価格を設定し、その価格以下の価格にて応札された入札案件を審査対象といたします。

(8) 設備要件

契約申込まいただく電源等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

イ 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）

(イ) 受信信号

・調整実施指令信号

当社からの契約設備等に対する電力の供出指令を受信していただきます。なお、原則として運転継続時間（3時間）にわたり調整を実施した後、自主的に契約設備等の計画値に復帰していただきますので、当社から別途復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

(ロ) 送信信号

・調整実施了解信号

当社からの受信信号に対する打ち返しとし、当社からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある電源等については、調整実施了解の旨（以降、調整準備を行ない、別途当社と取り決めた時間（本項（9）にもとづくもの）経過後に調整を行なう旨）を、当社からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な電源等については、調整完了の旨（当該遮断機の開閉（SV）情報や当該負荷等への潮流（TM）情報でも可といたしますが、詳細は別途協議いたします。）を、それぞれ通知いただくものとします。

なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESC Z0004(2019))へ準ずる必要があります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

#### ロ 簡易指令システム

##### (イ) 受信信号

###### ・調整実施指令信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。

###### ・調整実施指令変更信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信していただきます。

###### ・調整実施取消信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。

##### (ロ) 送信信号

###### ・調整実施可否信号

当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。

なお、当該機能について、事業者は電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン Ver2.0」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります（改訂の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものといたします）。

通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。

OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.1) およびダイヤモンドレスポンス・インタフェース仕様書第 2.0 版を参照してください。

ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する設備（または需要家）から供出される電力の合計が 100 万 kW 以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割するなど）していただく必要があります。

#### (9) 運用要件

- ・ 指令から 3 時間以内の応答

平日時間または稀頻度リスク対応月の平日時間において、中給からの指令により、3 時間以内に電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力もしくは電源Ⅰ 厳気象対応調整力電力の供出が可能であることが必要です。ただし、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供に関する契約に代わり、電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約、電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力の提供に関する契約を締結いただける場合は、あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。

- ・ 運転継続時間が原則 3 時間以上

- イ 原則として 3 時間にわたり当社の指令に応じた電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力の供出が継続可能であることが必要です。
- ロ 電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力もしくは電源Ⅰ 厳気象対応調整力電力での運転継続時間が 3 時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札者決定過程で評価いたします。

- ・ 平日時間または稀頻度リスク対応月の平日時間における発動回数

- イ 平日時間または稀頻度リスク対応月の平日時間における当社からの指令による電力の発動回数に制限を設けることを希望される場合については、応札時に申し出ていただきます。ただし、発動回数は夏季・冬季への入札は 1 2 回以上、冬季のみの場合は 6 回以上で設定していただきます。
- ロ 平日時間または稀頻度リスク対応月の平日時間以外の時間および平日時間または稀頻度リスク対応月の平日時間における発動回数が応札時に申し出ていただいた回数を超過する場合においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。
- ハ 当社からの指令は 1 日 1 回を基本といたします。なお、別途協議のうえ、1 日に複数回の指令を行う場合があります。また、連日発動の指令を行う場合があります。

- ・ 定期点検、補修作業時期調整の応諾

定期検査等は、提供期間以外の期間にて実施してください。やむを得ない事由により、提供期間に停止となる場合は、第 8 章にて定めるペナルティの対象になり得ますので、ご留意ください。

- ・ 計画等の提出

当社の求めに応じて契約設備等の発電等計画値（DR を活用した契約者の場合は、需要家ごとの内訳を含みます。）や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用

制約等を提出していただきます。

- ・ゲートクローズ（GC）前の指令

当社が3時間前（もしくは、3時間以内で応札者が指定する時間）に、発電機等出力増の指令を行った場合も、当社託送供給等約款にもとづき提出される、バランスンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。

- ・系統事故時の計画変更

系統安定上の制約で、契約電源等（発電設備を活用した電源等に限る）の出力抑制が必要になった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

- ・設備トラブル対応

提供期間においては、設備不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

- ・目的外活用の禁止

落札者は、第5章募集概要（2）電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供期間に定める期間については、当社の承諾を得た場合を除き、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約設備等の電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に活用しないこととしていただきます。

なお、第5章募集概要（2）電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供期間に定める期間以外の期間については、この限りではありませんが、端境期における調整力提供に関する覚書にもとづき、端境期の需給ひっ迫時の需給バランス調整等の実施のために、当社から電源Ⅰ 廠気象調整力の供出を要請する場合があります。

## （10）その他

- ・技術的信頼性

イ 応札していただく契約設備等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR事業者であればDR実績（DR実証試験による実績を含みます。）を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の供出を継続的に行なううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

ロ 設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

（1）試験成績書の写し等、契約設備等の性能を証明する書類等の提出

- (2) 当社からのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施
  - (3) 現地調査および現地試験
  - (4) その他、当社が必要と考える対応
- ハ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供期間において、定期点検の結果等により、契約設備等の機能等に変更があった場合は、適宜、当社に連絡していただきます。

・ 準拠すべき基準

応札していただく設備等については、電気事業法、計量法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

## 第6章 応札方法

1. 応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出するものといたします。

なお、提出された入札書（写し含みます。）は返却いたしません。

### （1）入札書の提出

#### イ 提出書類

様式1『入札書』および添付書類

#### ロ 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ、持参してください。

#### ハ 提出場所

〒060-0041 札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力ネットワーク株式会社

業務部 電力受給センター 広域契約グループ

#### ニ 募集期間

2020年8月31日（月）～2020年10月29日（木）

（イ）受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

（ロ）提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には前日までに当社までご連絡をお願いいたします。

<連絡先>

北海道電力ネットワーク株式会社

業務部 電力受給センター 広域契約グループ

電話：011-251-4048

#### ホ 入札を無効とするもの

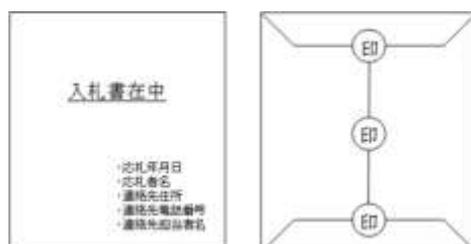
（イ）記名捺印のないもの

（ロ）提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの

※1 同一のアグリゲータが複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。

（例）〇〇A、〇〇B（〇〇アグリA、〇〇アグリB）

※2 入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



(2) 入札書への添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- イ 入札書（様式1）
- ロ 応札者の概要（様式2）
- ハ 契約設備等の仕様  
（様式3-1、3-2、3-3）
- ニ 契約設備等の運転実績について（様式6）
- ホ 運用条件に関わる事項（様式7）
- ヘ 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

※様式4、5は不要（欠番）です。

※入札書および添付書類は日本語で作成してください。また、使用する通貨については円貨を使用してください。

※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、入札価格に含めないでください。

※事業税相当額の取扱いについては、次のa、bを選択のうえ、「(様式2) 応札者の概要」で提示していただきます。

a 応札者の事業税に収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、当該事業税相当額は入札価格に算入しないでください。

b 応札者の事業税に収入割を含まない場合、料金支払い時に事業税相当額を加算はいたしませんので、それを踏まえた入札価格としてください。

※応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、原則変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。

※税制改正等の外的要因により応札者に適用される課税方式が見直された場合等は、事業税相当額の取扱いを別途協議により決定させていただくことがあります。

※用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

(3) 1入札案件につき、1式の入札書として提出してください。

2. 郵送で応札する場合、以下の点に留意の上、第6章1.(1)ハに記載の提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。

(1) 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。

- (2) 一般書留または簡易書留等、配達記録が残る形で郵送してください。
- (3) 郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。
- ※「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到達していることを指します。
- ※期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。
- ※郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。
- (4) 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

イ 入札書（様式1）

●●●●年●月●日

入 札 書

北海道電力ネットワーク株式会社  
取締役社長 藪下 裕己 宛

会社名 ●●株式会社  
代表者氏名 ●●●● 印

北海道電力ネットワーク株式会社が公表した「2020年度電源I<sup>〃</sup> 廠気象対応調整力募集要綱」を承認し、下記のとおり入札いたします。

1 発電機または DR 事業者の所在地および名称	北海道●●市●●番 ●●発電所●号機
2 電源 I <sup>〃</sup> 廠気象対応調整力契約電力（送電端値）	●kW
2-1 対応区分	廠気象対応（夏季・冬季） 稀頻度リスク対応（冬季） （該当するものに○（マル）をつけてください。）
3 運転継続時間	●時間連続可能
4 電源 I <sup>〃</sup> 廠気象対応調整力提供可能時間	廠気象対応（夏季・冬季） 夏季 ●時～●時（9時～20時の間） 冬季 ●時～●時（0時～24時の間） 稀頻度リスク対応（冬季） 冬季 ●時～●時（0時～24時の間）
5 年間料金※1	廠気象対応（夏季・冬季） ●円 稀頻度リスク対応（冬季） ●円
6 入札価格（年間料金÷電源 I <sup>〃</sup> 廠気象対応調整力契約電力）	廠気象対応（夏季・冬季） 1 kW あたり ●円 ●銭 稀頻度リスク対応（冬季） 1 kW あたり ●円 ●銭

7 上限電力量単価	廠気象対応（夏季・冬季） 1 kWh あたり   ●円   ●銭 稀頻度リスク対応（冬季） 1 kWh あたり   ●円   ●銭								
8 当社からの指令方法 (該当するものに○（マル）で囲む)	・専用線オンライン ・簡易指令システムを利用したオンライン								
9 指令応動時間	●分 （3時間（180分）以内）								
10 廠気象対応調整発動可能回数	廠気象対応（夏季・冬季）   ●回 稀頻度リスク対応（冬季）   ●回								
11 非価格要素評価	合計                                   ●点 加点項目 1（加点要素1）               ●点								
12 他の応札との関係	<table border="1" data-bbox="839 1099 1418 1249"> <tr> <td></td> <td>重複入札</td> <td>複数入札</td> </tr> <tr> <td>電源 I 周波数 調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> （該当するものに○（マル）をつけてください）				重複入札	複数入札	電源 I 周波数 調整力		
	重複入札	複数入札							
電源 I 周波数 調整力									
13 応札量の調整が可能な場合の調整契約 電力※2	<table border="1" data-bbox="866 1323 1407 1518"> <tr> <td>調整契約電力（送電端値）</td> </tr> <tr> <td>●キロワット～●キロワット</td> </tr> <tr> <td>▲キロワット～▲キロワット</td> </tr> <tr> <td>■キロワット～■キロワット</td> </tr> </table> ※ 入札価格は7の値を適用するものとします。			調整契約電力（送電端値）	●キロワット～●キロワット	▲キロワット～▲キロワット	■キロワット～■キロワット		
調整契約電力（送電端値）									
●キロワット～●キロワット									
▲キロワット～▲キロワット									
■キロワット～■キロワット									
14 計量器の有無※3	有 ・ 申請中 （該当するものに○（マル）をつけてください。）								

※1 年間料金は調整力提供時間に発生するコストを勘定の上、設定してください。

※2 落札案件の決定にあたり、応札量の調整が可能な場合には、記載いただいた内容での落札可否についても、考慮させていただきます。

※3 DR を活用して契約される場合は、約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定ならびに当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、発電機で契約される場合は、発電機毎の計

量、もしくは仕様により出力が特定可能な計量器の有、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載願います。なお、アグリゲータが集約する需要家等において1件でも計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を記載願います。

ロ 応札者の概要（様式2）

応札者の概要

会社名	●●株式会社
業種	●●
本社所在地	北海道●●市●●町●●番
設立年月日	●●●●年●●月●●日
資本金（円）	●,●●●
売上高（円）	●,●●●
総資産額（円）	●,●●●
従業員数（人）	●,●●●
事業税課税標準	収入割を含む ・ 収入割を含まない

（作成にあたっての留意点）

- 業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- 応札主体が、JVまたは合弁会社の場合や契約後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料（パンフレット等）を添付してください。
- 資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値（単独決算ベース）を記入してください。  
なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- 応札者が適用する事業税課税標準について、○（マル）で囲んでください。

ハ-1 契約設備等の仕様（様式3-1）

電源等の仕様（火力発電機）

1. 発電機の所在地

- (1) 住所 北海道●●市●●町●●番●  
(2) 名称 ●●火力発電所 ●号発電機

2. 営業運転開始年月日 ●●●●年●●月●●日

3. 使用燃料・貯蔵設備等

- (1) 種類 ●●  
(2) 発熱量 ●● (kJ/t)  
(3) 燃料貯蔵設備 総容量 ●●● (kl)  
タンク基数 ● 基  
備蓄日数 ● 日分 (100%利用率)  
(4) 燃料調達計画

4. 発電機

- (1) 種類（形式） ●●●●  
(2) 定格容量 ●●● kVA  
(3) 定格電圧 ●● kV  
(4) 連続運転可能電圧(定格比) ●●% ~ ●●%  
(5) 定格力率 ●● %  
(6) 周波数 50Hz  
(7) 連続運転可能周波数 ●●Hz ~ ●●Hz

5. 熱効率、所内率

- (1) 発電端熱効率 ●● %  
(2) 送電端熱効率 ●● %  
(3) 所内率 ● %

○発電機の性能（発電機容量、周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号を送受信する機能）を証明する書類を添付してください。

ハ－２ 契約設備等の仕様（様式３－２）

電源等の仕様（水力発電機）

１．発電機の所在地

- (1) 住所 北海道●●市●●町●●番●  
(2) 名称 ●●水力発電所 ●号発電機

２．営業運転開始年月日 ●●●●年●●月●●日

３．最大貯水容量（発電所単位で記載） ●● (10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>)

４．発電機

- (1) 種類（形式） ●●式  
(2) 定格容量 ●●●● kVA  
(3) 定格電圧 ●● kV  
(4) 連続運転可能電圧（定格比） ●●% ～ ●●%  
(5) 定格力率 ●● %  
(6) 周波数 50 Hz  
(7) 連続運転可能周波数 ●●Hz ～ ●●Hz

５．所内率 ● %

○発電機の性能（発電機容量、周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号を送受信する機能）を証明する書類を添付してください。

ハ－3 契約設備等の仕様（様式3－3）

負荷設備等の仕様（DRを活用した設備等）

1. アグリゲータの所在地

- (1) 住所 北海道●●市●●町●●番●  
 (2) 名称 ●●

2. 一般送配電事業者以外に、需要抑制により生じる供給力を提供するか否か

- ・本要綱に基づく一般送配電事業者への提供のみを実施する
- ・一般送配電事業者以外の小売事業者へも提供する。  
 （該当するものを○（マル）で囲んでください）

3. アグリゲータが集約する需要家等の一覧

需要家 名称	住所	供給地点 特定番号	供出電力*1 (kW)	電圧 (kV)	電源等種別*2	供出方法	指令 手段	他需要抑制契 約の有無*3	計量器 の有無*4
Aaa	****	*****	■■kW	■■kV	・電源（自家発 等） ・需要抑制	ラインの 一部停止	電話連絡、 手動遮断	無	有／申請中
Bbb	****	*****	■■kW	■■kV		自家発の 起動		有	有／申請中
Ccc	****	*****	■■kW	■■kV				無	有／申請中

○契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加、差し替えは可能とします。

※1： 供出電力（kW）が、電源設備または負荷設備の容量（送電端値）以下であることが必要です。同一の設備（または需要家）を他の応札案件と共有する場合は、それらの供出電力（kW）と供出電力量（kWh）が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの案件への供出電力（kW）の合計値が、当該設備（または需要家）容量（送電端値）以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備（または需要家）からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などがわかるものを添付してください。（様式は問いません。）

同一設備（または需要家）を共有する他の応札案件にも同様の資料を添付いただいた上で、それぞれの案件で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合（それぞれの案件での当該設備（または需要家）からの調整力供出（電力（kW）／電力量

(kWh) の確実性が確認できない場合は当該設備（または需要家）を用い応札した全応札に対し、当該設備（または需要家）を除外して評価いたします。

※2：該当項目を○（マル）で囲んでください。（双方使用の場合は双方に○）

※3：集約する需要家の需要抑制により生じる供出電力の提供について、以下の該当する番号を記載してください。

①本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ（他アグリゲータからの応札なし）

②本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ（他アグリゲータからの応札あり）

③一般送配電事業者以外に、小売電気事業者へも提供

※4：約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを「申請中」のいずれか一方を○（マル）で囲んでください。

### 3. 各需要家毎に下記書類を添付

- (1) 発電設備の場合：発電機の基本仕様書、起動カーブ、運転記録、運転体制
- (2) 負荷設備の場合：対象負荷設備の容量、制御方法、運転体制

ニ 契約設備等の運転実績について（様式6）

契約設備等の運転実績について

○電源Ⅰ「厳気象対応数調整力を供出する契約設備等の運転実績（前年度実績）について記入してください。

（DRを活用して応札される場合、当社との調整力契約実績や、瞬時調整契約の実績、DR実証事業\*などへの参画実績等を記載ください。）

\*一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が公募した2014年度次世代エネルギー技術実証事業費補助金（補正予算に係るもの）のうち、「C. エネルギーマネジメントシステムの構築に係る実証事業、C-1. ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証」、および、一般財団法人エネルギー総合工学研究所が公募した（2016年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B. 高度制御型デマンドリスポンス実証事業、B-1. 一般送配電事業者が活用するネガワット取引の技術実証」、および（2017年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業、A事業. VPP構築実証事業」、一般社団法人環境共創イニシアチブが公募した（2018年度）需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPPアグリゲーター事業」および（2019年度）需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPPアグリゲーター事業」を指します。

※運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに試験成績書を提出してください。

設備運転実績

契約設備等名称	●●発電所
出力／総使用量	●●,●●●●kW
営業使用開始年月	●●●●年 ●●月
運転年数	●●年 ●●ヶ月（●●●●年●月末時点）
総発電電力量／総使用電力量	●●,●●●●kWh(●●●●年●月末時点)
設備利用率※	約●●%

※DRを活用して応札される場合は、記載不要です。

DRにおける瞬時調整契約等の実績

DR実績	契約（実証参画）期間
●●	●●年●●月～●●年●●月
▲▲	▲▲年▲▲月～▲▲年▲▲月
■ ■	■ ■年■ ■月～■ ■年■ ■月

※ 複数のDR実績が該当する場合は、それぞれについて記載するとともに、当該契約または実証事業参画のエビデンスを添付してください。

○定期検査の実施実績について記入してください。

○応札された電源 I 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、応札者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。

ただし、当社との調整力実績をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。

○実績については、発動日時点で当社と契約している設備の発動実績の合計値を記載してください。

ホ 運用条件に関わる事項（様式7）

運用条件に関わる事項

<p>運転継続時間</p>	<p>※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。</p>
<p>運転管理体制</p>	<p>※中給からの指令や連絡に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。</p>
<p>給電指令対応システム</p>	<p>※中給からの指令に対応するためのシステム概要について記入してください。（信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DRを活用して応札される場合は、アグリゲータが中給からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行なうまでの方法も含めて記入してください。）</p>
<p>その他</p>	<p>※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してください。</p>

へ 入札辞退書（様式8）

●●●●年●月●日

入 札 辞 退 書

北海道電力ネットワーク株式会社  
取締役社長 藪下 裕己 宛

会社名 ●●株式会社  
代表者氏名 ●●●● 印

北海道電力ネットワーク株式会社の「2020年度電源I<sup>〃</sup> 厳気象対応調整力募集」に下記内容で入札しましたが、都合により入札を辞退いたします。

1 発電機または DR 事業者の所在地および名称	北海道●●市●●番 ●●発電所●号機
2 電源 I <sup>〃</sup> 厳気象対応調整力契約電力（送電端値）	●kW
2-1 対応区分	厳気象対応（夏季・冬季） 稀頻度リスク対応（冬季） （該当するものに○（マル）をつけてください。）
3 運転継続時間	●時間連続可能
4 電源 I <sup>〃</sup> 厳気象対応調整力提供可能時間	厳気象対応（夏季・冬季） 夏季 ●時～●時（9時～20時の間） 冬季 ●時～●時（0時～24時の間） 稀頻度リスク対応（冬季） 冬季 ●時～●時（0時～24時の間）
5 年間料金	厳気象対応（夏季・冬季） ●円 稀頻度リスク対応（冬季） ●円
6 入札価格（年間料金÷電源 I <sup>〃</sup> 厳気象対応調整力契約電力）	厳気象対応（夏季・冬季） 1 kW あたり ●円 ●銭 稀頻度リスク対応（冬季） 1 kW あたり ●円 ●銭

7 上限電力量単価	廠気象対応（夏季・冬季） 1 kWh あたり ●円 ●銭 稀頻度リスク対応（冬季） 1 kWh あたり ●円 ●銭						
8 当社からの指令方法 (該当するものに○（マル）で囲む)	・専用線オンライン ・簡易指令システムを利用したオンライン						
9 指令応動時間	●分 （3時間（180分）以内）						
10 廠気象対応調整発動可能回数	廠気象対応（夏季・冬季） ●回 稀頻度リスク対応（冬季） ●回						
11 非価格要素評価	合計 ●点 加点項目 1（加点要素1） ●点						
12 他の応札との関係	<table border="1" data-bbox="839 1104 1417 1249"> <tr> <td></td> <td>重複入札</td> <td>複数入札</td> </tr> <tr> <td>電源 I 周波数 調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> （該当するものに○（マル）をつけてください）		重複入札	複数入札	電源 I 周波数 調整力		
	重複入札	複数入札					
電源 I 周波数 調整力							
13 応札量の調整が可能な場合の調整契約 電力	<table border="1" data-bbox="866 1323 1406 1518"> <tr> <td>調整契約電力（送電端値）</td> </tr> <tr> <td>●キロワット～●キロワット</td> </tr> <tr> <td>▲キロワット～▲キロワット</td> </tr> <tr> <td>■キロワット～■キロワット</td> </tr> </table> ※ 入札価格は7の値を適用するものとします。	調整契約電力（送電端値）	●キロワット～●キロワット	▲キロワット～▲キロワット	■キロワット～■キロワット		
調整契約電力（送電端値）							
●キロワット～●キロワット							
▲キロワット～▲キロワット							
■キロワット～■キロワット							
14 計量器の有無	有 ・ 申請中 （該当するものに○（マル）をつけてください。）						

## 第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
2. 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象といたします。
3. 厳気象対応（夏季・冬季）、稀頻度リスク対応（冬季）それぞれで以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。

なお、厳気象対応（夏季・冬季）、稀頻度リスク対応（冬季）の両方に入札された容量は、厳気象対応（夏季・冬季）で評価を行い、落札できなかった容量について、稀頻度リスク対応（冬季）で再評価いたします。

### ①厳気象対応（夏季・冬季）

〔ステップ1〕 価格要素評価点の算定

価格要素評価配点は99点といたします。

入札案件の中で最も安価な入札価格[円/kW]（以下「基準入札価格」という）を基準として、次式のとおり、入札価格[円/kW]に運転継続時間、年間停止計画日数および電源I<sup>1</sup> 厳気象対応調整力提供可能時間数を考慮して価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入いたします）を算定いたします。

$$\text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札価格}}{\text{入札価格}} \times \text{価格要素評価配点 (99点)}$$

$$\text{入札価格 [円/kW]} = \text{評価用 kW 価格} + \text{評価用 kWh 価格}$$

$$\text{評価用 kW 価格 [円/kW]} = \text{kW 価格 [円/kW]} \times$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \frac{3 \text{ 時間}}{\text{発電等継続可能時間}^{*1}} \times \frac{11 \text{ 時間}}{\text{調整力提供可能時間 (夏季)}} \\ + \frac{3 \text{ 時間}}{\text{発電等継続可能時間}^{*1}} \times \frac{24 \text{ 時間}}{\text{調整力提供可能時間 (冬季)}} \end{array} \right\} \div 2$$

評価用 kWh 価格 [円/kWh に換算]

$$= \text{kWh 価格 (上限電力量単価) [円/kWh]} \times \text{想定発動回数 (3.6回)} \\ \times 3 \text{ 時間}$$

※1 運転継続時間が3時間を超過する場合は、3時間とする

#### 〔ステップ2〕 非価格要素評価点の算定

非価格要素評価配点については、次の非価格要素について評価を行い、非価格要素を算定いたします。

##### (1) 加点评価

加点項目 1 + 1点： 指令応動時間が1時間未満のもの

#### 〔ステップ3〕 総合評価点の算定

ステップ1で算定した価格要素評価点とステップ2で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。なお、総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い入札案件を評価順位の上位といたします。

なお、順位決定において、価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る応札者があつた場合、経済的要素での適正な評価を行なう観点から、以下の方法により応札者の順位を決定いたします。

- (1) 総合評価点が高最も高い応札者を評価順位の1位とし、当該案件を除く応札者において、ステップ1の価格要素評価点の再算定(基準入札価格の補正)を行ない、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い応札者から評価順位2位以降の順位を決定いたします。
- (2) 上記(基準入札価格の補正)後も価格要素評価点为非価格評価点を下回る応札者があつた場合は、(基準入札価格の補正)を繰り返し、総合評価点が高い応札者から順位を決定いたします。

#### 〔ステップ4〕 落札案件の決定

ステップ3で決定した評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として選定いたします。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間(3時間)未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値を応札量としてみなします。

上記により選定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ3の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い入札案件を落札案件として決定いたします。

この際、入札書(様式1)の項目2、項目6に記載の調整契約電力、調整入札価格も含めて、対象を選定いたします。

〔ステップ5〕 契約協議

落札者と募集に合わせて公表する電源 I 〳 厳気象対応調整力契約書にもとづき、契約協議を行います。

②稀頻度リスク対応（冬季）

〔ステップ1〕 価格要素評価点の算定

価格要素評価配点は 99 点といたします。

入札案件の中で最も安価な入札価格[円/kW]（以下「基準入札価格」という）を基準として、次式のとおり、入札価格[円/kW]に運転継続時間、年間停止計画日数および電源 I 〳 厳気象対応調整力提供可能時間数を考慮して価格要素評価点（小数点以下第 1 位を四捨五入いたします）を算定いたします。

$$\text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札価格}}{\text{入札価格}} \times \text{価格要素評価配点 (99 点)}$$

$$\text{入札価格}[\text{円}/\text{kW}] = \text{評価用 kW 価格} + \text{評価用 kWh 価格}$$

評価用 kW 価格[円/kW]

$$= \text{kW 価格}[\text{円}/\text{kW}] \times \frac{3 \text{ 時間}}{\text{発電等継続可能時間}^{\ast 1}} \times \frac{24 \text{ 時間}}{\text{調整力提供可能時間}}$$

評価用 kWh 価格[円/kW に換算]

$$= \text{kWh 価格 (上限電力量単価)} [\text{円}/\text{kWh}] \times \text{想定発動回数 (1.8 回)} \\ \times 3 \text{ 時間}$$

※1 運転継続時間が 3 時間を超過する場合は、3 時間とする

〔ステップ2〕 非価格要素評価点の算定

非価格要素評価配点については、次の非価格要素について評価を行い、非価格要素を算定いたします。

(1) 加点评価

加点項目 1 + 1 点： 指令応動時間が 1 時間未満のもの

〔ステップ3〕 総合評価点の算定

ステップ 1 で算定した価格要素評価点とステップ 2 で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。なお、総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い入札案件を評価順位の上位といたします。

なお、順位の決定において、価格要素評価点が非価格要素評価点を下回る応札者があった場合、経済的要素での適正な評価を行なう観点から、以下の方法により応札者の順位を決定いたします。

- (1) 総合評価点が最も高い応札者を評価順位の1位とし、当該案件を除く応札者において、ステップ1の価格要素評価点の再算定(基準入札価格の補正)を行ない、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い応札者から評価順位2位以降の順位を決定いたします。
- (2) 上記(基準入札価格の補正)後も価格要素評価点が非価格要素評価点を下回る応札者があった場合は、(基準入札価格の補正)を繰り返し、総合評価点が高い応札者から順位を決定いたします。

#### [ステップ4] 落札案件の決定

ステップ3で決定した評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として選定いたします。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間(3時間)未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値を応札量としてみなします。

上記により選定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ3の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い入札案件を落札案件として決定いたします。

この際、入札書(様式1)の項目10に記載の調整契約電力、調整入札価格も含めて、対象を選定いたします。

#### [ステップ5] 契約協議

落札者と募集に合わせて公表する電源I<sup>〃</sup> 厳気象対応調整力の提供に関する契約書にもとづき、契約協議を行います。

## 第8章 契約条件

1. 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約における主たる契約条件は以下のとおりといたします。

(1) 契約期間

1年間

電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までの1年間といたします。

(2) 基本料金

年間料金を月毎に分けて支払い

イ 廠気象対応（夏季・冬季）については、当該年間料金（＝入札価格（円/kW）に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を乗じた額）を基本料金とし、6で除して月毎に分け、原則提供期間の翌月（例7月分は8月に支払）に支払うものといたします。

ロ 希頻度リスク対応（冬季）については、当該年間料金（＝入札価格（円/kW）に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を乗じた額）を基本料金とし、3で除して月毎に分け、原則提供期間の翌月（例12月分は1月に支払）に支払うものといたします。

ハ 端数は提供期間の最終月分で調整するものといたします。

ニ 年間料金の算定根拠について、当社から確認させていただく場合がございます。

(3) 従量料金

当社指令に従って電力の供出をしたことに伴う料金については、電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供に関する契約、電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約もしくは電源Ⅱ 低速需給バランス調整力の提供に関する契約にもとづき精算するものといたします。

イ 契約者は、出力上げ調整単価、下げ調整単価の単価表およびその算定基準となる火力発電機の熱消費量特性曲線より求めた定数等（火力発電機を用いた契約者に限ります）を原則として毎週火曜日14時までに、週間単位（当該集の土曜日から翌週金曜日まで）といたします。）に当社に提出していただきます。ただし、単価に変更がない場合の提出は不要といたします。また、適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、すみやかにその旨を連絡し、協議のうえ、申出単価の変更を行うことができるものとしますが、適用した単価を過去にさかのぼって修正することはできないものといたします。発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできないものといたします（電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約を締結した場合も同じ）。なお、各単価については、コストを踏まえた設定としてください。

- ロ 当社指令による上げ調整費用（上げ調整量×上げ調整単価）、下げ調整費用（下げ調整量×下げ調整単価）（下げ調整に応じていただける契約者に限りです。）に係る料金を毎月毎（kWh 確定の翌月までに）に精算いたします。
- ハ 申出単価には上限を設けさせていただきます。なお、上限については入札書（様式 1）の項目 7 に記載の上限電力量単価とし、従量料金算定時に必要に応じ適用いたします。
- ニ 上げ調整のみに応じて頂ける契約者において、当社からの上げ指令にも関わらず、30 分ごとの計量の結果が下げ調整となっていた場合には、当該コマのインバランス価格にて精算するものといたします。同様に、下げ調整に応じていただける契約者において、当社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動（発電等出力増）となっている場合、料金精算は行ないません。

なお、DR を活用した契約者の場合、調整量は約款における損失率を考慮したうえで算定いたします。
- ホ 火力発電所等が電源 I 廠気象対応調整力を供出するために部分負荷運転等を実施し、そのことにより要した燃料費増分等の費用については、従量料金でのお支払いはいたしません。

※（2）（3）について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者の事業税に収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限りです）を加算いたします。

一方、当社が支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

#### （4）計量器

原則として、発電機ごとに計量器を設置していただきます。

- イ 前述の従量料金の算定のために、原則として発電機（契約単位）ごとに記録型計量器を取り付け、30 分単位での計量を実施いたします。
- ロ 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施いたします。
- ハ 送電端と異なる電圧で計量を実施する場合は、別途協議により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行ないます。
- ニ DR を活用した契約を希望される場合は、当社約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増（需要減）を特定できる前提においては、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要といたします。具体的には、アグリゲータが集約する需要家の状況（計量器の種類・設置形態等）を踏まえ、個別協議させてい

たきます。

- ホ 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合は、約款にもとづき計量器を設置・取り替えしていただきます。

なお、計量器の設置に係る費用は契約者の負担といたします。

#### (5) 運用要件

需給運用への参加および運用要件の遵守

- イ 契約者は、契約設備等について本要綱第5章に定める運用要件ならびに電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供に関する契約書もしくは電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供に関する契約書（および電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約・電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約も締結する場合は当該契約書）における運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

#### (6) 新設電源

- イ 事前に設備要件等の確認ができることが必要となります。なお、必要により試験結果等を提出していただきます。
- ロ 契約設備等が発電設備の場合は、原則として契約開始までに試運転が終了し、営業運転を開始していることが必要となります。なお、営業運転開始日が遅延する場合は、契約締結日の見直しの対象となる場合がございますので、別途協議させていただきます。
- ハ 契約設備等が発電設備の場合は、契約開始時までに当社約款にもとづく接続検討が終了していることが必要となります。

#### (7) 停止計画

定期点検等の停止計画の提出および調整

- イ 契約者は、当社が定める期日までに契約設備等の停止計画の案を当社に提出していただきます。
- ロ 他の契約設備等の停止計画との重複を避けるため等、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。
- ハ 契約者は、提供期間においては、毎週火曜日までに、電力の供出可能量（発電設備であれば発電可能量、DRを活用した設備であれば抑制効果量）を当社に提出していただきます。ただし、電力の供出可能量に変更が無い場合、当社にその旨を連絡のうえ、提出は不要といたします。

なお、提供期間以外においても当社からの要請にもとづき、翌週の供出可能電力を提出していただきます。

(8) 停止日数

計画停止、計画外停止

- イ 平日時間または稀頻度リスク対応月の平日時間において、契約設備等の設備トラブルや定期点検等、当社の責とならない事由で電源 I 〳 廠気象対応調整力の一部でも当社に提供できなくなった日（契約電力未達時割戻料金を適用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合を除く）を、原則として、超過停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。
- ロ 停止日数には、出力一定作業や並解列の制約等を含みます。これらは、計画・計画外を問わず停電作業連絡票をもとに実績を確認するため、該当する場合は停電作業連絡票を発行していただきます。
- ハ 前日 12 時までにはあらかじめ定めていただいた電源 I 〳 廠気象対応調整力を供出可能な代替電源等を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。  
なお、代替電源等の使用に必要な追加費用のお支払いはいたしません。
- ニ 設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。（計画外停止として取り扱うこともあります）

(9) ペナルティ

イ. 契約 kW 未達時割戻料金

- (イ) 平日時間または稀頻度リスク対応月の平日時間において、契約設備の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由で、当社からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間（運転継続時間が 3 時間以上の場合は 3 時間とする）において、契約者が提供した 30 分単位のコマごとの電力量（以下「調整電力量」といいます。）が電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力を 2 で除してえた値に達しない場合は、契約電力未達時割戻料金を算定し、実受給月の翌々月に精算するものといたします。

なお、契約電力未達時割戻料金については、30 分単位のコマごとに契約電力未達度合いを算出したうえで算定するものとし、契約電力未達時割戻料金を算定する際の「電源 I 〳 廠気象対応調整力契約電力」および「本項イ(ロ)で定義する一部供出電力」は 30 分単位の値として 2 で除してえた値といたします。

- (ロ) 契約電力未達時割戻料金の算定式

$$\begin{aligned} \text{契約電力未達時割戻料金} &= 30 \text{ 分単位のコマ数 (1 コマ)} \times \text{未達度合い合計} \\ &\quad \div (\text{発動回数}^{*1} \times 3 \text{ 時間} \times 2 \text{ コマ}) \\ &\quad \times \text{基本料金} \times 1.5 \\ \text{未達度合い} &= (\text{契約電力} - \text{調整電力量}^{*2}) \div \text{契約電力} \end{aligned}$$

ただし、事前に電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力の一部でも供出可能（代替設備等による供出を含み、以下「一部供出電力」といいます。）の申し出があり、当社がそれを認めた場合については、当該30分単位のコマに対しては以下の式を用いて未達度合を算定いたします。

$$\text{未達度合} = (\text{一部供出電力} - \text{調整電力量}^{※3}) \div \text{契約電力} \\ + (\text{契約電力} - \text{一部供出電力}) \div \text{契約電力}$$

※1 運用要件に定める最低発動回数（廠気象対応（夏季・冬季）の場合12回、稀頻度リスク対応（冬季）の場合は6回）といたします。

ただし、最低発動回数（廠気象対応（夏季・冬季）の場合12回、稀頻度リスク対応（冬季）の場合は6回）を超えて当社から電力の供出を要請した場合には、要請に応じていただいた回数を加えた回数といたします。

※2 調整電力量 < 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力 × 0.9 の場合は0、調整電力量 ≥ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力 × 0.9 の場合は電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力を上限といたします。

※3 調整電力量 < 一部供出電力 × 0.9 の場合は0、調整電力量 ≥ 一部供出電力 × 0.9 の場合は一部供出電力を上限といたします。

ロ. 停止割戻料金

(イ) 停止日数に応じて、以下の算定式より停止割戻料金を算定し、実受給月の翌々月に精算するものといたします。

(ロ) 停止割戻料金の算定式

停止割戻料金

$$= (\text{提供期間の平日停止日数} \div \text{当該年度の提供期間の平日数合計}) \\ \times \text{基本料金}$$

※ ただし、一部供出電力の申し出があり、当社がそれを認めた場合は、停止割戻料金算定上の停止日数について、以下の算出式により修正したうえで合計いたします。

$$\text{修正後の停止日数} = \text{修正前の停止日数} \times \\ (\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力} \times \text{運転可能時間} / 3 \text{時間} - \\ \text{一部供出電力} \times \text{一部供出電力の運転可能時間} / 3 \text{時間}) \\ \div (\text{電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約電力} \times \text{運転可能時間} / 3 \text{時間})$$

(ハ) 上記による「契約kW未達割戻料金」と「停電割戻料金」の合計額は、基本料金以下とします。

(10) 契約の解除

イ 契約者または当社が、本契約に定める規定に違反した場合、契約者または当社は違

- 反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものいたします。
- ロ 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、契約者または当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものいたします。ただし、意図的な契約不履行等があった場合は、ただちに契約を解除することができるものいたします。
- ハ 契約者または当社が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものいたします。
- (イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- (ロ) 差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- (ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- ニ 契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべきものは相手方の損害賠償の責を負うことといたします。

#### (11) アグリゲータに関する事項

- イ アグリゲータが電源 I 〳 廠気象対応調整力の提供に関する契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。
- (イ) アグリゲータが当社指令に応じて電源 I 〳 廠気象対応調整力を提供すること。
- (ロ) アグリゲータが供出する電源 I 〳 廠気象対応調整力が0.1万kW以上であり、かつ、アグリゲータが複数の需要家を束ねて電源 I 〳 廠気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が1kW以上であって、次のいずれにも該当すること。
- a 需要家に対して、次の (a) および (b) の事項を定めた電源 I 〳 廠気象対応調整力供出計画を適時策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増減の指示を適時に出すことができること。
- (a) 発電等出力増減の量
- (b) 発電等出力増減の実施頻度および時期
- b 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること
- c 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること
- d 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供

給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約がなされていて、本要綱による電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の提供に関する契約の履行に支障をきたさないこと

- (ハ) 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
  - (ニ) 電源Ⅰ' 廠気象対応調整力の算定上、需要場所が当社約款 29 (計量) (3)に該当しないこと。
  - (ホ) アグリゲータが、需要家に当社約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。
- ロ 原則として、効果量の確認試験を当社立会いのもと実施していただきます。
- ハ 確認試験の実施時期については、落札決定後に別途協議いたします。また、試験に係る費用に関しては、その全額を契約者による負担とします。
- ニ 調整力ベースラインの設定にあたっては、約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取決めます。なお、ベースラインの算定にあたっては、契約者が行ない、当社に通知するものとします。
- ホ 調整電力量 (需要抑制量) の算定にあたっては、原則として契約者が行ない、当社に通知するものといたします。ただし、計量方法等により算定できない場合等は、個別に協議いたします。

#### (12) 調整電源としての扱い

当社からの指令に応じ、契約設備等が発電または需要抑制等により、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力契約電力の供出を行っている期間については、その契約設備等は、約款における「調整電源」とみなします。ただし、その期間は、当社からの指令を受信し、指令応動時間経過時点から運転継続時間 (原則 3 時間) 経過時点までといたします。

#### (13) 目的外活用の禁止

提供期間については、契約設備等のうち、電源Ⅰ' 廠気象対応周波数調整力契約電力分について、あらかじめ定める定期点検等の期間を除き、常時、当社の指令に従った運転および待機が必要であるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ' 廠気象対応周波数調整力提供の目的以外に活用しないことといたします。

なお、提供期間以外の期間については、この限りではありません。

※ただし、アグリゲータが、本要綱にもとづき締結する電源Ⅰ' 廠気象対応調整

力契約における電源Ⅰ' 廠気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源Ⅰ' 廠気象対応調整力は当社からの指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。なお、その場合は、応札時に、その旨を申し出ていただきます。

## 第9章 その他

### 1. 上げ調整単価下げ調整単価の設定について

- (1) 電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供に関する契約を締結した契約者は、当社の指令に応じる際の1kWhあたりの価格をあらかじめ提示するものといたします。なお、価格設定にあたっては、燃料費等のコストを踏まえた設定としてください。
- (2) 発電設備を活用した場合は、GC 時点の計画値と実績値との差分電力量に上げ調整単価、下げ調整単価を乗じて対価を算定いたします。
- (3) DR 設備を活用した場合は、調整力ベースラインと実績との差分電力量に当社約款における損失率を考慮したうえで、上げ調整単価、下げ調整単価を乗じて対価を算定いたします。

V1：上げ調整を行った場合の増分価格（円/kWh）を設定

V2：下げ調整を行った場合の減分価格（円/kWh）を設定

- (4) 当社の指令に応じる申出単価については原則として週1回の更新通知(火曜日14時まで)を基本といたします。ただし、申出単価に変更がない場合は、その旨連絡のうえ提出は不要といたします。

適用期間の途中で申出単価を変更する必要がある場合は、すみやかにその旨を連絡し、協議のうえ、申出単価の変更を行なうことができるものとしますが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととします。また、発動決定後、発動終了時間までの単価変更についてもできないこととします（電源Ⅱ周波数調整力の提供に関する契約または電源Ⅱ需給バランス調整力の提供に関する契約を締結した場合も同じ）。

なお、契約設備等が電源設備の場合であって、入船トラブル、燃料切替時またはユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については変更協議を行ないます。

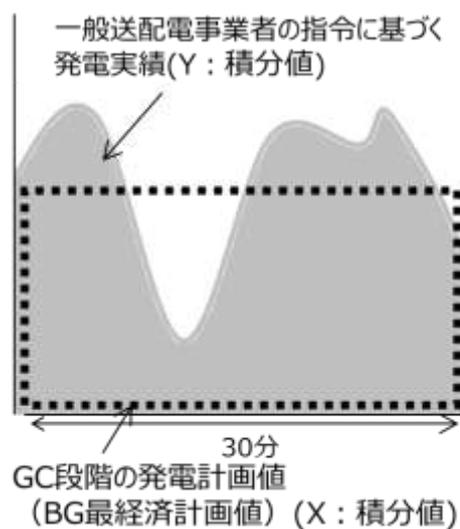
・発電設備を活用した契約者の場合、当社約款上、バランシンググループ（以下「BG」という）の提出した計画にもとづき発電したとみなした上で、契約者と当社の対価の授受として以下のように定めます。

- $Y-X>0$  の場合（DR を活用した契約者の場合は  $X-Y$ ）  
差分 $\times V1$ （上げ調整に応じていただける契約者に限ります）を当社が契約者に支払います（ただし、当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算はいたしません）
- $Y-X<0$  の場合（DR を活用した契約者の場合は  $X-Y$ ）  
差分 $\times V2$ （下げ調整に応じていただける契約者に限ります）を契約者が当社に支払います（当社からの指令が上げ調整の場合については、差分 $\times$ インバランス単価（当該時刻における、当社のインバランス単価）を契約者が当社に支払います）
- $Y-X=0$  の場合（DR を活用した契約者の場合は  $X-Y$ ）  
対価の授受は発生しません

X：GC 時点での発電計画値の積分値

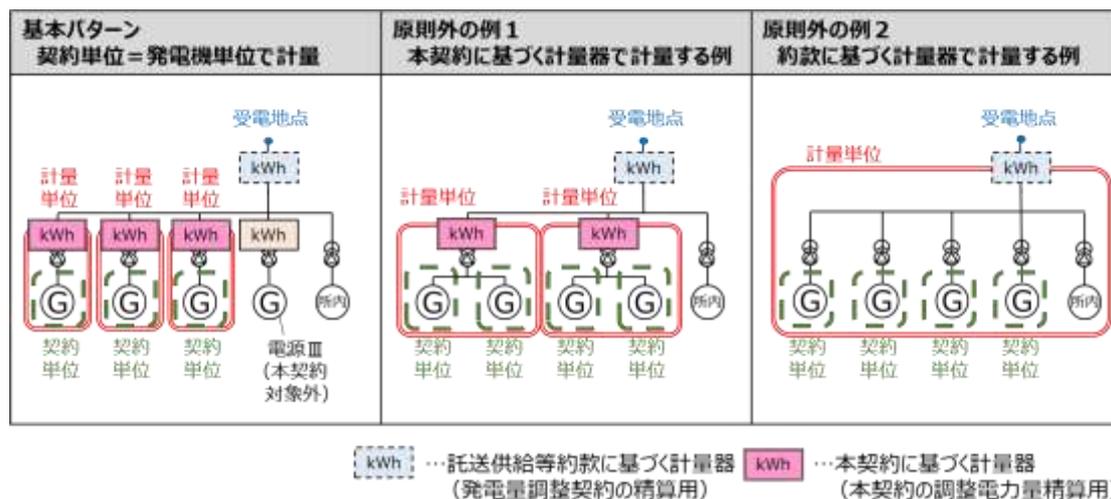
Y：当社の指令にもとづく発電実績の積分値

・DR を活用した契約者の場合、X を「調整力ベースラインから求められる積分値」に Y を「当社の指令にもとづく需要実績の積分値」に読み替えたうえで、 $1 / (1 - \text{損失率})$  を乗じ算定いたします。



## 2. 計量単位について

- (1) 本要綱の第5章、第8章にあるとおり、原則として発電機単位で計量いたしますので、契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります。
- (2) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について本契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる申出単価（V1、V2）が同一であること等が条件になります。



## 3. 機能の確認・試験について

電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供に関する契約の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、契約申込者（または電源Ⅰ 廠気象対応調整力契約者）はその求めに応じていただきます。

- (1) 試験成績書の写し等、契約設備等の性能を証明する書類等の提出
- (2) 当社からの専用線オンライン指令による性能確認試験の実施
- (3) 現地調査および現地試験
- (4) その他、当社が必要と考える対応

以下に各機能ごとの確認・試験内容例をかかげます。

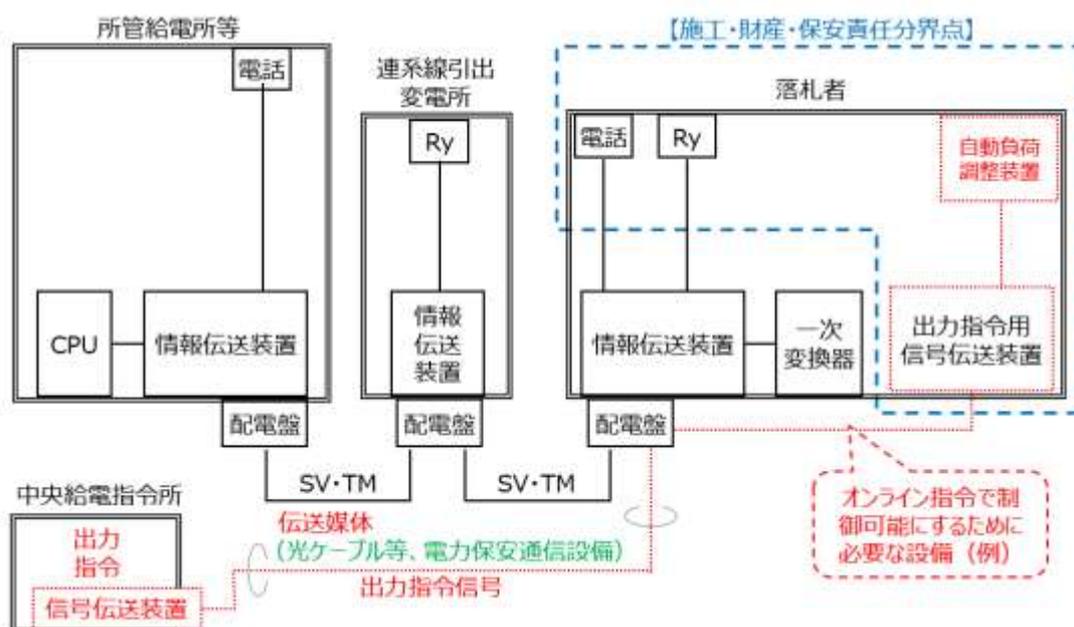
機能	確認方法			試験内容（例）
	現地 確認	対向 試験	書類 確認	
給電情報自動伝送		○		<p>■ 中給との対向試験を実施。 （専用線オンライン（ただし、簡易指令システムを用いたものを除きます。）で応札される電源等に限りません。）</p>
制御試験	○			<p>■ 現地（DR を活用した電源等においては、アグリゲータ～需要家までを含みます。）での調整指令に対する調整量の確認。</p>
オンライン調整機能		○		<p>■ 中給との対向試験を実施。 （ただし、簡易指令システムを用いたものを含みます。）</p>
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	<p>■ 電源等の性能を証明する書類等の提出で確認する。</p>

※上記内容については、簡易指令システムの仕様（現在詳細検討中）によって、変わる可能性があります。

4. オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備について

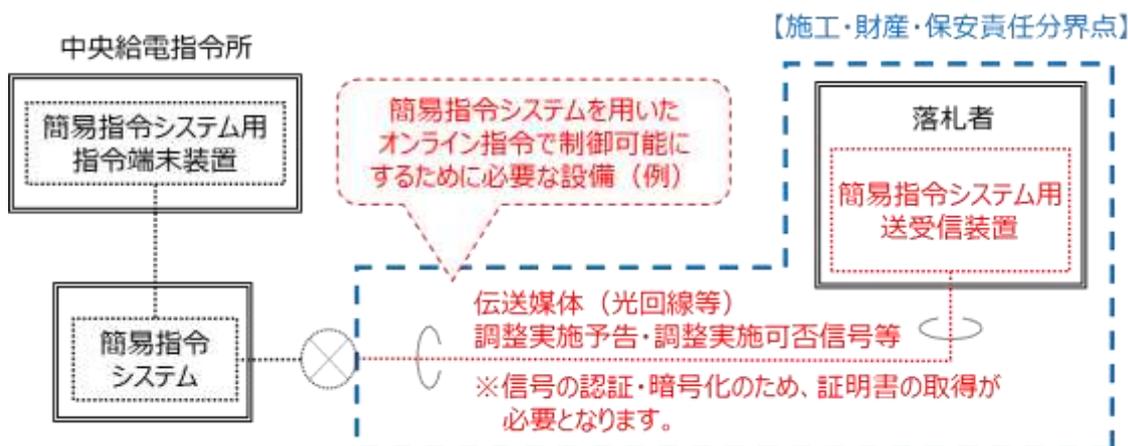
(1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、中給からの専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備等は、応札者の費用負担にて設置していただきます。また、中給との間で情報や信号の送受信を行なう通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。

イ 設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合）



※ただし、落札者から当社連系線引き出し変電所への TM 情報は必須とはいたしません。

ロ 設備例（簡易指令システムの場合）



(2) 費用負担の範囲や負担額、工事の施工区分等、詳細については協議させていただきますので当社業務部電力受給センター広域契約グループへご相談ください。